

## 当社社員による遺失物（お忘れ物）の着服について

このたび、当社社員が、お客様から駅にお届けのあった遺失物（お忘れ物）を着服していたことが判明いたしました。このような行為はあってはならないことであり、お客様をはじめ、ご関係の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

この事態を厳粛に受け止め、コンプライアンス教育を再度徹底するなど、再発防止に努めてまいります。詳細は次のとおりです。

## 1. 概要

2017年11月12日（日）に京都線・西院駅にお届けのあった交通系ICカードの遺失物（お忘れ物）について、当社の「お忘れ物管理システム」でチェックしたところ、当該の交通系ICカードに関する情報が、同システムから削除されていることが判明しました。その後、さらに調査を進め、同様の不審な削除履歴が散見されたため、関係者への聞き取りを実施した結果、12月3日（日）、京都線運輸課に所属の駅係員が着服を認めました。

なお、同システムの履歴を基に同様の着服行為の有無について、全社的に調査をいたしましたが、本件以外には認められませんでした。

## 2. 着服内容

■着服行為を行っていた期間 2017年6月4日（日） から 2017年11月16日（木）まで

■着服件数：66件 合計金額：162,152円

内 訳		
①現金	53件	106,000円
②交通系ICカード	12件	56,152円（チャージ残額）
③その他	1件	（ハンディタイプ扇風機）

※着服した交通系ICカードに定期券機能が付加されたものは無く、個人情報の流出はございません。

## 3. 処分について

2017年12月12日（火）付で懲戒解雇処分としました。

## 4. 再発防止策

■従業員に対してコンプライアンスを再度徹底します。

■お忘れ物管理システムの改良と、遺失物管理方法の見直しを行うとともに、その取扱いを厳正化いたします。

以上

《 お客様からのお問い合わせ先 》

阪急電鉄交通ご案内センター TEL. 0570-089-500 または TEL. 06-6133-3473

（平日 9:00～22:00、土・日・祝日 9:00～19:00）